人権・同和問題啓発講演会(Web セミナー)

(開催日:2022年3月2日)

(配信期間:2022年3月10日~2022年9月30日)

# 現代社会において部落差別にどう向き合うのか 全国部落調査事件を中心に

大阪公立大学人権問題研究センター教授 阿久澤 麻理子 氏

# 現代社会において部落差別にどう向き合うのか 全国部落調査事件を中心に

大阪公立大学人権問題研究センター教授 阿久澤 麻理子 氏

#### ■はじめに

今日は、インターネットと部落差別を中心に、現代社会の部落差別についてお話したい。 現在、部落の所在地情報をインターネット上に拡散するという出来事がいろいろなかたち で起こっている。その中でも、大規模な事件が2016年に民事訴訟となった「全国部落調査 復刻版事件」である。その第一審判決が2021年9月27日に出たところなので、本講演の 中で具体例として取り上げながらお話をしてまいりたい。

私は教育社会学が専門だが、もともとは国際人権法を学習していた。とりわけ人権教育や 啓発を研究対象とし、人権の基準が市民社会、またビジネスの中でどのように浸透していく かということを研究してきた。人権教育についての研究は、自分の権利を知ることによって、 人々がエンパワーし、社会をもっと良くしていきたいと考えていく手助けになると同時に、 社会の少数者(マイノリティ)に対して行われる差別をなくすために、どのような教育が必要かを考えるためのものでもある。差別というのは「する側」の問題なので、その意識や態度をどう変えていくのか考えていかなければならない。また、差別を規制したり、禁止する 法律が世界に多く存在しているが、こうした法律は、差別「する側」の行為を規制・禁止するものなので、法律を作るためには、「する側」を徹底して研究していく必要がある。したがって、この研究は、教育・啓発のためでもあり、また、社会システムを構築していくことにも繋がる。差別をする側の心理、あるいは排除の心理、なぜ人々はそういうことをするのかということを研究しながら、そういった心理を変えていく方法はないか、ということを日常の研究にしている。

### ■人権とは 差別とは?

裁判のことをお話する前に、今日、インターネットを媒介とした現代社会における部落差別の変容についてお話しようと思う。そこで、「差別って何?」ということを最初にきっちりと押さえておきたい。

過去に、私は、人権の研修会に呼んでいただくたびに、そこで、参加者の皆さまに、「人権って何ですか?あなたの言葉で具体的に定義してください」というワークショップを行った。これは1990年代から何回も繰り返しやっているが、大変興味深いことに、日本では、

「人権とは何でしょうか?あなたの言葉で定義してください」と聞くと、大半の人たちが「思いやり」や「優しさ」、「いたわり」というふうに答える。皆さまがもし自分だったらどのように答えるか一度考えてみていただければと思う。これは極めて不思議な回答である。また二番目に多いのは、「人間が生まれながらに持っている権利」と答える人である。「人の権利」と書いて「人権」だから、人が持っている権利だ、という発想だろう。

そこで、ワークショップでは、人権について「人が生まれながらに持っている権利」と答える人がそれなりに出てきたときに、さらに、「あなたはどんな権利を持っているか具体的に言ってみてください」と聞いてみるわけである。そうすると、これも非常に特徴的で、「自由」「平等」「差別を受けないこと」等が出てくるが、たいていそのあとがつまってしまう。そこで、「あなたが持っている権利はその4つとか5つなんでしょうか?」と聞くと、「考えたことがないからわからない」という答えが非常に多く返ってくる。これも特徴である。

今日も人権の講演会だが、研修会でこういった人権学習や教育に関するワークショップを行うと、「人権とは何か、自分がどのような権利を持っているか、あまり具体的に考えたことがない」という声が非常に多い。いまさらだが、「人権」は英語で「human rights」と書く。人間の権利、ヒューマンのライツということである。権利の rights という言葉のうしろに s がついている。人権というのは、「思いやり」、「優しさ」、「いたわり」というような、非常に抽象的な言葉で表されるようなものではなく、具体的なもので「数えられる」ということがここからわかる。英語の名詞は、複数形になったときに s、es がつく。具体的に数えられるものでなければつかない。「空気(air)」はもちろん、「愛情(love)」「思いやり(compassion)」、優しさ(kindness)」、「いたわり(care)」に s、es がつかないということは、もう自明のことかと思う。したがって、ヒューマンライツ、人権というのは、「数えられるほど具体的なあなたの権利だ」ということである。

あなたがどんな権利を持っているのか。例えば、自分の思っていることを自由に表明する権利、また、自由に表現する権利、学問をする権利、自分の好きな仕事を選ぶ権利など、いろいろ思いつくことと思う。これは言うまでもなく世界人権宣言、あるいは日本の憲法の中にも記されている。国際人権諸条約の中に書かれているものはすべて皆さまの権利のリストである。

不思議なことに日本の人権教育では、「思いやりを持ちましょう、優しさを持ちましょう」ということは教えても、「あなたがどんな権利を持っているのか」は、なかなか教えない。

# ■国際人権条約に記された「差別」の定義

次に、「差別とは何か」を皆さまと考えておきたい。これは、いわゆる一般論や国語の辞 書からではなく、国際人権諸条約から考えてみたい。 国際人権条約の中に、女性差別撤廃条約や人種差別撤廃条約、障害者権利条約があり、これらの条約には差別の定義が書かれている。例として、人種差別撤廃条約を挙げている。どの条約もほぼ同様の内容である。この第1条に、「人種差別とは、人種、肌の色、世系または民俗的もしくは種族的出身にもとづくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的、その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」という定義がある(他の条約は性別や障がいに基づく…となるが)。

これは非常に長くてわかりにくいかもしれない。簡単に言い直すと、差別とは、人の属性 や特性を理由にして区別や排除を行なった結果、その人の権利の行使を妨害することを指 す。したがって、区別や排除を行うにあたり、何かを理由にするわけである。例えば、「女 性だから」、「人種が違うから」といろいろなことを理由にして区別するわけである。区別す ることによって、その人が権利を行使することを妨げる。これが差別である。妨害そのもの だけでなく、妨害するような効果を持つようなことも含まれる。

### ■関連差別とみなし差別

ところで、今の定義にもとづくと、「差別とは、区別、排除を行った結果、権利の行使を妨害すること」である。では、区別、排除、妨害するのは誰か。当然のことながら、差別する側である。差別する側が「女性だから」、「障がいがあるから」などということを理由に、区別、排除、妨害をする。それは「される側」が、本当にその属性や特性を有しているか証明できなければ救済しないということではない。ヨーロッパ人権裁判所の判決事例や、いくつかの国の差別禁止法では、関連差別、あるいは、みなし差別も救済する。例えば、障がいのあることを理由にして、その人の権利行使を妨害すること、これを障がい者に対する差別とすれば、この関連差別とは、障がいのある人に関わったことを理由にして、その人が異なる扱いを受けて権利侵害を受けるということである。

例えば、親族に障がいのある人がいて、その人の介助や生活のケアを提供するために、自分の仕事の時間調整を職場に依頼したとする。しかし、その結果として、何か不当な扱いを職場で受けたり、配置転換された場合は、その人自身が障がい者ではないけれども、関連差別を受けたということになる。あるいは、みなし差別もある。みなし差別とは、障がいを持っている人として扱われ、そうみなされて差別を受けることをいう。これは部落問題でももちろんある。

つまり差別は、する側の問題である。このことを一番最初に押さえていただきたい。

# ■「全国部落調査」事件とは

今回の全国部落調査事件についてお話しする。全国部落調査事件とは、被差別部落の所在 地情報(地名リスト)を全国規模でインターネット上に拡散し、かつその情報を本にして出 版しようとした事件である。日本には、こうした行為を規制・禁止するような法律はないの で、出版した人物・出版社に対して、民事訴訟が起こされた。

部落の所在地情報の暴露はいろいろなところで少しずつ行われていたが、2000 年頃からインターネットの利用が進み、さらにスマートフォンの普及により、インターネットに繋がりやすい状況となった中、全国規模で、5300以上の部落の所在地情報等リストを全てネットに載せるという非常に悪質かつ大変驚くべき事件が起きた。

2016年4月から、248人の個人原告と運動団体である部落解放同盟が、合同会社「示現舎」とこの会社を共同で設立した2人を相手取って数次にわたって提訴し、2021年9月27日には第一審判決があった。実はこの事件では、深刻な差別を引き起こす、2種類のデータが公表されていたが、この2種類のデータの1つが、今申しあげた全国の被差別部落の所在地情報にあたるものだったわけである。彼らが拡散したデータには元本があった。1935年に内務省の外郭団体が融和事業を実施するための基礎資料を得るため、全国の5300以上の部落の調査をした。その報告書が1936年に作成されている。これは出版されたようなものではなく、内部資料として作成され、「マル秘」というスタンプが押してある報告書である。

「全国部落調査」の報告書には、全国の 5300 以上の部落の「所在地」「呼称」「世帯数」「人口」「職業」「生活程度」等が一覧になって都道府県別に載っている。被告はこれを、画像データや PDF、テキストデータとして、ソーシャルメディアを使って拡散した。なかでも、wiki というソーシャルメディアを使って拡散したことが、私は一番深刻だと思っている。なぜなら、wiki というのは不特定多数のユーザーが、共同してウェブ上からコンテンツを編集することができるサイトである。誰でも編集できるため、情報がどんどん豊かになっていくという側面があって、その特性を使って作られたのがオンライン辞書の Wikipediaである。しかし、wiki を使って部落の地名、所在地情報を流していくと、要するに悪意のある第三者が要らない情報をそこに書き加えていくことができるような状況ができてしまうわけである。つまり、人々を巻き込んでデータを拡散していくという方法がとられていってしまったわけである。

ネット上で拡散された時期は、はっきりしていないが、2016年の年初か2015年の年末 あたりかと思う。私自身が発見したのは、2016年に入ってすぐの頃である。

この 2 人の人物と出版社は、ネットに拡散するだけではなく、これを出版物として出版 しようとした。「復刻 全国部落調査」というタイトルをつけ、売ろうとした。そして、 Amazon というショッピングサイトで予約販売を始めた。これを放っておいたら大変なこ とになると、見た人が「止めてくれ」と通報し、Amazon が取り下げたが、このようなことが起こったわけである。

Amazon は、単なるショッピングサイトだと私も思っていたのだが、これもソーシャルメディアの一種である。というのも、本を読んだ人が評価を書き込むことができ、☆のランクをつけることもできる。ただ売るのではなく、人々を巻き込んでいくというかたちでソーシャルメディアが使われていったということである。

2種類の深刻な被害をもたらすデータが拡散されたと申しあげたが、もう1つは、「部落解放同盟関係人物一覧」というものである。ここには、解放運動をしている各地の支部の役職者の名前や住所、電話番号が記載されている。つまり、個人情報をインターネット上に一覧で流していったわけである。この2つは別々に行われたが、全国部落調査のほうは、先ほどの被告が直接アップしたということがわかっており、もう1つは被告が管理するドメインの中で拡散されたものである。

いずれも放置すれば深刻な差別を引き起こすことになるため、運動団体が裁判所に削除 と出版禁止を求める仮処分の申請を行った。裁判所の決定が、2016年3月および4月に出 ている。その後、被告側が異議申立をし、最終的には、いずれも最高裁の許可抗告棄却が最 終決定となったが、今現在も差し止められたままになっているという状況である。

そして、本訴(民事訴訟)を 248 名の原告と部落解放同盟という運動団体が起こしていく。

訴訟では、仮処分で求めたように、本の出版禁止とネット上のデータ削除、そして、今後の利用の禁止を求めた。また、原告のプライバシー権、名誉権、差別されない権利が侵害されたと同時に、部落解放同盟の業務遂行権が侵害されたということで、損害賠償を求めていた

この名誉権について少し説明する。例えば、あなたが部落出身者だと言われた場合、名誉の侵害にあたるのか。部落の出身者であるということは、何も恥ずべきことではない。だが、世の中には、部落出身ということを差別し、排除し、権利侵害の理由に使う人たちがいる。だから、名誉権の侵害になるということである。

# ■部落差別解消推進法(2016)

ご存知のとおり 2016 年の年末に部落差別解消推進法が成立、施行された。この法律は第1条(目的条項)に、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」という文言が入っている。これはインターネットの普及、情報化社会によって部落差別が変わってきているということを言っているが、年号を見ていただいてわかるとおり、この 2 種類のデータが拡散され、仮処分申請が行われた同じ年の 2016 年にこの法律

ができた。

### ■東京地裁判決 2021.9.27

判決では、部落がどこにあるかを知ろうとすることは、社会における正しい関心事ではなく、被告らが行ったデータの公開は公益目的ではないと言っている。もう少し説明すると、 先ほどの全国部落調査データを拡散したことに対して、拡散した側は、「自分たちは研究目 的でやっている。どこに部落があるかを知ることは市民としての権利である。」というよう な主張をしていたが、今回の場合は、研究というよりも部落の地名リストをそのまま拡散し ているわけだから、おおよそ研究目的というわけではなく、部落がどこにあるかを知るため にしか使いようがないと裁判所は言っている。だから、こういったデータの公開は公益目的 ではないということをはっきりと言っている。

それから、部落の地名リストを公開したことは、原告のプライバシー権を侵害することに あたるので、出版およびネットでの配布や二次利用を禁じた。原則として部落の地名リスト の拡散・公表は違法だということは、はっきりと押さえておきたいと思う。

ところで、仮処分のプロセスでは、全国の部落の地名リストを拡散した側は、「地名は特定の個人の人格と結びつくものではない」(「これは単なる地名である」という主旨)と言った。地図帳の索引と同じだという感覚である。皆さまだったら、どう反論するか考えながらお聞きいただければと思う。

裁判所は、リストの公表は公益目的ではない、プライバシー権の侵害にあたる、公表は違法だという原則を示した。だが、ここからが少し複雑である。裁判所は、部落の地名リストは削除し、公表および二次利用は禁止すると言ったが、プライバシーの侵害として差し止めしていったわけである。では裁判所が、どういう人のプライバシー侵害を認めたかというと、公表された全国の部落の地名リストに、現在の住所あるいは現在の本籍地がある人である。つまり、たくさんいらっしゃる原告の中で、今の住所あるいは今の本籍地がこの部落の地名リストと重なる人はプライバシー侵害になるということになった。そして、こういう原告がいる都府県の部落の地名リストの削除、出版禁止、および二次利用の禁止を命じた。

しかし、例えば、1つの県に何人も原告がいるところもあれば、たった1人しかいないところもある。たった1人の原告の、現住所や現本籍地がその県の地名リストと重ならないときは、その人のプライバシー侵害が認められず、その県のリスト全部が削除の対象からは外れるという判決になってしまった。まずこれが1つである。

それから2つ目は、現住所、現本籍地が部落の地名リストに載っていなくても、部落で生まれ育った方、あるいは、自分は部落外で育ったかもしれないが、親や祖父母が部落の出身であるという方など、系譜的には部落にルーツがある人が、現住所・現本籍地がリストにな

いために、プライバシー侵害が認められなかったことがある。これは極めて不思議に思われるかもしれない。部落差別というのは、世系にもとづく差別、あるいは系譜にもとづく差別、英語でいうと descent にもとづく差別である。この descent によって被害を訴えた人は被害が認められなかったということになってしまう。

あくまで今回の裁判は、部落の地名リスト等の拡散の問題を訴えている。この地名リストが差別する側によってどのように使われ、被害が生まれるかという視点に立って裁判所はこういう論理を作ったと考えられる。冒頭で「差別する側の論理」という話をしたが、そういう視点からこういう判決が出ていると考えられる。

ちなみに、部落の地名リストと部落解放同盟関係者一覧という個人情報のリストと、2つ別々に拡散されたと言ったが、例えば、地名リストで自分の現住所や現本籍地が重ならなくても、部落解放同盟関係人物一覧のほうで住所や電話番号が明らかにされた場合、これもプライバシー侵害になる。損害賠償自体は、この 2 種類のデータがどのようにその人のプライバシーに関わっているのかというところから被害が認定され、1人あたり 5,500 円から44,000 円という損害賠償額が認められた。ただし、自分が部落出身であることを広く公表して、カミングアウトしている場合は対象外とされた。具体的には、自分の部落出身を明らかにして、講演活動をし、差別をなくすことを社会に訴えるような活動を繰り返し行っているような方々である。自らカミングアウトしているので、プライバシー侵害が認められませんというようになってしまった。これも皆さま極めて不思議に思われるかもしれない。そもそも、裁判の原告になること自体が、カミングアウトであって、そういう行為がなければ裁判も成り立たなかったはずなので、判決には、首をかしげざるを得ない。

判決の趣旨を説明したので、ここからは、この事件の問題性を少し考えたいと思う。私は 法律の専門家ではないので、ネットによって部落差別がどう変容し、それが今の日本社会に どのように立ち現れているのか、また、全国部落調査事件というものがどのような被害をも たらすかということを社会学の視点から少しお話してまいりたい。

2016年に提訴したこの裁判に対して、2018年の年初に意見書を書き(提出したのは5月)、裁判所に提出しているので、そこで取り上げたことを皆さまに紹介したい。

これはいろいろなデータを使って書いた文章で、大阪市立大学の機関リポジトリから読めるようになっている。意見書はもちろん私だけではなく、法学者やいろいろな人が書いているが、私は、社会学の視点から書くことになった。このような地名のリストがネットという手段によって拡散されると、社会にどのような問題を引き起こすのかということをきっちりと示そうと思った。

2 種類のデータが公表されていたが、人名・住所・電話番号を公表されるというのは、ある意味個人情報の暴露だから、プライバシー侵害にあたるということは、その当時の私は自

明だと考えた。だが、部落の地名リストを拡散することが、差別になるということが、どう したら裁判所に伝えられるかと考えた。なぜなら、仮処分のプロセスで、拡散した側は、地 名は特定の個人の人格と結びつくものではないと主張していたからである。部落の地名リ ストは地図帳の索引と同じようなものではなく、人々の心理に影響を与え、部落差別に結び つくということを社会学の視点で、調査データなどから示そうとした。おそらく今日、この 話を聞いていらっしゃる方々は、部落の地名を拡散するとか、部落がどこにあるかというこ とを詮索するということが差別につながるということは、おそらく自明のことかもしれな い。だが、残念ながら部落問題に関する教育・啓発等の機会も近年減ってきているから、そ の問題性を理解できていない人も少なくない。実際に、新採から数年以内の先生方の研修会 で、「部落の地名が拡散され、ネット上に広がっていったときに、単なる地図帳の索引とど う違うのでしょうか、どうして地名の拡散が人権侵害につながっていくか説明してみてく ださい」と聞いてみたところ、「わからない」という答えが大半だった。「これはまずい」と 思った。つまり、部落の地名というのが差別の手がかりにされるという基礎的な知識すらす でにもう忘れられている部分があるのではないかと感じた。そこで、この地名の拡散がどの ような問題を引き起こすのか、できる限り事例やデータを示して裁判所に理解してもらお うと思ったわけである。

# ■封建時代の身分制度に由来する部落差別

ところで、なぜ、部落の地名が、差別の手がかりになるのか。

部落差別の起源は中世に遡る等いろいろな研究報告があるが、現代につながる部落差別というのは、封建時代の身分制度に由来する。本来、部落差別とは、近世封建社会の被差別身分に系譜的なつながりがある者に対する差別であるが、封建時代において身分制度が固定化し、身分統制による区別が進んでいくと、被差別身分に置かれた人びとは、特定の役負担を負わされるとともに、その集落(かわた村など)を形成した。封建時代は、自由に相手を選んで結婚することや、勝手に職業を変えること、住む場所を変えることはできず(養子縁組や商売での移動などはあったが)、制度的には自由を認められない社会だった。ゆえに差別は、被差別身分に置かれた人びとに向けられるとともに、コミュニティにも一体的に向けられた。そして、これらの集落は、今日の部落と相当程度に重なる。そこで、今日でも、コミュニティの所在地情報が、部落出身者かどうかの判定に、利用されるのである。しかしその後、近代社会になると人の移動は、制度的には自由になっていくわけである。近世の村社会だったら、目の前の人が誰かということは、自明のことであったものが、明治以降、近代社会になって人が移動するようになってくると、目の前にいる人がどこの誰かがだんだんわからなくなってくる。そこに都市化が進んでいったり、途中戦争があったり、災害があ

ったり、あるいは、これはもっとあとの話になってくるかもしれないが、人権に対する社会の理解が一定深まってくると、部落内外の通婚も進んでくるだろうし、世代交代も進んでくるし、ますます誰がどこの出身かというのは、かつてのように自明ではなくなってくるわけである。

そうしたときに、それでもなお部落差別をしたい、部落を排除したいと考える人たちは、 何を利用したか。当初は戸籍を多用していた。

明治政府が最初に全国戸籍として編製したものは、「壬申戸籍」と呼ばれている。明治 5年に編製された戸籍である。この戸籍には、「元えた」や「新平民」というような旧身分の判別が可能なかたちで記載されていたところがあった。あるいは、所属するお寺や神社の記載があったら、そういうものも手がかりになった。戸籍の閲覧は、誰でも自由にできたので、系譜を遡り、そこに記された地名が、部落だとみなされている地域かどうかという情報と突き合わせて、ある人が部落出身かどうか、判定が行われた。

だが、人権擁護の観点から、戸籍の閲覧制度が廃止され(1976年)、住民票にも同様の措置がとられるようになると、身元調査は、より属地的判定に依拠することとなった。ある人の(さらに親や祖父母などの)住所や本籍地等を「部落の地名リスト」と照合し、重なれば部落出身者と判定するのである。地名が判定の基準にされる理由は、先に述べたとおりである。

ここからがこの裁判と地名の話につながってくる。かつては戸籍を使って、系譜的に遡り、 その人が部落にルーツのある人かどうかを調査し、該当した場合は、その人を排除するとい うことをしていたわけである。だがそれは、人権擁護の視点からも許容できないということ になり、壬申戸籍が封印され、戸籍の閲覧制度が廃止されていった。その結果、部落差別を しようとする人にとっては系譜的手がかりがなくなった。身元調査はより属地的判定に依 拠するようになったわけである。

#### ■部落地名総鑑事件

ただし、その人が部落出身者かどうかを判定するには、どこが部落かという情報が必要となる。そこで、1975年には部落地名総鑑事件が発覚する。この事件では、全国の部落の所在地情報をリストにして、差別をしようとする人たちに対して、アンダーグラウンドで売っていくという商売が成立していたことがわかった。何種類かあったそうだが、こういったリストを企業や大学、あるいは個人が購入していったというのがわかった。

ところで、資料に、属地的な判定が行われるにあたって、「農村と都市の違いはあるが」 と書いた。「農村が」と言い切れるかどうかはわからないが、やはり地方であると、人の移動は都市部ほど大きく起こっていない。ずっとそこに住み続けている人たちも一定いる。こ れは都市部と地方では少し状況が違うかもしれないが、一般論として言えるということである。土地が判定基準にされるのは、先ほど説明したとおり、部落差別が封建時代の身分制度に由来するからである。

このように属地、要するに、部落の地名が判断基準にされるようになるとどうなるか。本来、差別とは、人に対する行為であるが、そればかりでなく、部落の土地自体を避けようという態度も強化されていくことになる。

つまり、自分がそこに住んだりすると、「自分も部落出身者と間違われるのではないか」 というかたちで、土地を忌避するという態度も強化されていくことになる。

これも意見書に書いたのだが、堺市では5年ごとに人権意識調査を繰り返しやっており、その調査の中で、部落差別についても聞いている。質問内容について、それほど変えずに調査を行っているため、比較しやすいものになっているが、2015年には、16歳以上の対象者3,000人にアンケートを送り、1,293人が答えている。堺市の調査で部落問題について、まず、「子どもの結婚相手が同和地区の人であった場合、親としてどういう態度をとりますか?」と聞き、「頭から、とんでもないと反対する」、「迷いながらも結局は反対する」、「迷いながらも結局は反対する」、「迷いながらも結局は反対する」、「ためらうことなく賛成する」、「わからない」から1つ選ぶよう求めている。「頭から、とんでもないと反対」(4.4%)、「迷いながらも結局は反対」(16.0%)を足し合わせ、ともかくも反対した者の割合は、20.4%になる。一方、「迷いながらも結局は賛成」(26.5%)、「ためらうことなく賛成」(13.0%)の2つを足して、ともかくも賛成するという人は39.4%である。「わからない」と回答した人は36.8%いる。子どもの結婚に対して、反対が2割、賛成が4割、わからないが36.8%という結果である。

今度は、「あなたが、例えばアパートやマンション、自分が住む住宅を借りたり購入したりするときに、同和地区や、同和地区の中にある物件や、同じ小中学校区にある物件を避けることがあると思いますか?」という質問である。回答は、「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」、「同和地区である物件は避けるが、同じ小中学校区にある物件は避けないと思う」、「いずれにあってもこだわらないと思う」、「わからない」から1つを選ぶよう求めた。部落も学区も避ける、あるいは、学区は避けないが部落だけは避けるという選択肢を足し合わせ、つまり、部落を避けるという割合は42.3%になる。「いずれにあってもこだわらない」は22.0%、「わからない」は32.5%であった。

選択肢の設け方が違うため単純に比較できるかという問題はあるが、2つの調査結果を踏まえると、結婚には「反対」が2割、「賛成」が4割に対し、部落の土地に住むことに関して言えば、「避ける」が4割で、「こだわらない」が2割である。全く逆転しているということがわかる。つまり、人に対しては、「差別をする」という人よりも、「差別をしない」という人が倍近くいるのに、部落の土地に対しては、「避ける」という人が「避けない」という

人の倍になる。

なぜ、部落の「土地」を避けるのか。「部落を避ける」と言った人に対しては、この調査ではその理由を複数回答方式で聞いている。「部落の土地を避ける」と答えた 547 人に、「怖いイメージがあるから」、「自分も同和地区出身者と思われるから」、「まわりの人から避けたほうが良いと思われるから」、「その他」から、理由にあたるものを選ぶよう求めたところ、「怖いイメージがある」という偏見が4割弱であった。次に多いのは「周りの人から避けたほうがよいと言われるから」で3割、これは世間同調である。そして、「自分も出身者と間違われるから」が25.4%で、4人に1人いるわけである。そこに住むと自分がそうみなされるのではないか、というのは、部落出身者かどうかの判定において、地名が手がかりにされてしまうからである。そういう理由を挙げる人がこれだけいるということをまず見ていただこうと思った。

最後に、「その他」というのが 19.9%ある。19.9%というのは 2 割だから、かなり多い。「その他」を 2 割の人が選んだということは、もう少し他に、聞いてほしい選択肢があっても良かったのではないかという感じである。「その他」を選んだ人には自由回答欄を設けて、自由に書いてもらった。88 人が自由回答欄に記入をしていた。「治安が悪い」、「不良が多い」等、偏見や一方的なイメージにもとづく回答も多いが、不動産としての資産価値に関わる記述が、まとまって出てきた。「部落の土地は安価だが採算性が低い」、「資産価値が低くて転売が難しい」という意見である。2015 年はこれが 88 件中 15 件あった。「部落差別は封建時代に由来する差別だ」と先に述べたが、地価の採算性が低い、資産価値がないというのは、封建時代になんの関係もない話である。つまり、私たちが現代社会の中で部落差別を作り替えているわけである。とりわけ地名や土地に関して、このようなかたちで差別の手段や理由を作り替えているということに自覚的であってほしいと思う。これはまさに現代的な、現代社会における部落差別だということである。

#### ■若者への影響

続けて、部落問題について学習する機会が徐々に減ってきた、若い世代の人たちに、この 部落の地名リストがネットに出たことが、どのような影響を与えるのかという点について 述べたい。

私の世代、50代後半では、部落地名総鑑についても一定の知識がある。これは、人権教育で学習したから知っているわけである。では、知らない世代は、部落の地名リストをどう見るのか。意見書を書いた当時、部落問題入門の授業を通年でやっていた大学から、その学生たちのレポートを貸していただいた。2015年と16年の2年分のレポートを借りたのだが、480通ほどのうち、5%が、ネットで部落の所在を調べてレポートに書いていた。時期

は、ちょうど地名リストが大規模にネット上に拡散された頃と前後する。

そのレポートの課題はというと、「身近な人と部落問題について話し合い、その考えを聞 いて、自分がどう考えたのかをまとめなさい」というものだったそうである。身近な人から 部落問題についての考えを聞くというのは、どういう意図があるか。身近な人というと、だ いたい家族と話してくる。親、祖父母と話してくる人が多い。そうすると、世代がかなり上 だから、かつての部落差別の話が出たり、場合によっては非常に差別的な言葉を耳にする機 会がある。それを踏まえて、「もう部落問題なんて身近ではない」と思っていた学生の考え が変わる。そこから、自分は解決のために何ができるかを考えてほしい、というのがレポー トの意図である。しかし近年は、部落の話をきいたあと、自分の考えをまとめる前に、それ がどこにあるかをネットで調べてレポートするような内容のものが、目立ってきたという。 あるレポートは、「インターネットでA市の部落に関する検索をかけてみた。 その中にA市 の部落の名前も書かれており、母の話だけでは半信半疑であったが、いきなり部落の存在が 現実味を持った」と書いている。この学生さんにとっては部落が身近な存在ではなかったの であろうが、「現実」という言葉づかいが気になるところである。というのも、同和教育で いうところの「差別の現実に学ぶ」というのは、地域の親と子のくらし、差別の実態を知り、 その思いに耳を傾けることから学ぶことであったのだが、ここでは、部落の地名を見て、そ こに「現実」を感じているのである。その他にも、「部落がどの地域に分布しているのかを 調べたところ、身近なところにあって驚いた」、「私の家の近くにある街もウェブサイトに掲 載されていたことを知り、自分の家の近くに部落があるということに気がついていなかっ た」等の意見があった。部落の状況が昔とは大きく変わって、環境改善が進んだということ も背景にあろう。

一方、父親からかつての部落の劣悪な生活環境についての話や「行ってはいけない場所だった」という話を聞き、そのような場所(部落)がどこにあったか、ネットで調べたことをレポートしたものもある。身近な人に話をきくと、まず、それがどこにあるかと調べてしまうのである。また、どこにあるかを調べるにあたり、ネットで見つけた「全国部落調査」を参考文献に記しているものもあった。さらに驚いたのは、ネット上で見つけた部落の所在地情報に、友だちの住んでいる場所をあてはめているようなレポートがあったことだ。これは身元調査ともいえるのだが、学生がそのことの問題性を意識していなかったから、レポートに書いてきたものである。だから、部落の地名リストをネットで拡散したということは、部落がどこにあり、誰が出身者かということを安直に判定するような道具をばらまいたことにほかならない。

また、若い世代は、部落の地名というものが、差別を助長・誘発するようなデータであり、 差別に使われる道具だということを知らないから、このようなレポートを書いてきた、とい うのが見えてきた。言い換えると、ネット情報は、部落問題を全然知らない、理解していない若い年代層の無自覚さに便乗して、差別を拡散する可能性がある。だから、教育・啓発や研修において、何が問題かということを伝えなければならない。そして、部落の地名リストが差別の手がかりにされることを理解するには、先に述べたような、歴史の知識も必要となる。教育で、部落に関わる歴史を教えるのであれば、現代の問題を理解できるように教えなければならないと思う。

#### ■若い年代層の部落問題に対する意識

先ほど取り上げたレポートは、2015、2016 年当時の大学 1、2 年生のレポートだったが、当時、19、20歳だったとすれば、1995~97 年頃の生まれである。同和対策事業特別措置法の施行(1969 年)から、一連の特別法が執行した 2002 年までの間は、部落問題についての教育がしっかり行われていた時期だと仮定すると、この時期に少なくとも義務教育を終えた世代は、部落問題についてしっかり学んだということになるが、このレポートを書いた大学生が、小学校に入学する頃には、すでに法は期限を迎えていた。もちろん、教科書に出てくる歴史は少し学んだかもしれないが、部落問題について学ぶ機会は非常に限られていた世代だといえよう。

ここに参考として、年代別・学校での学習経験と題した表がある。この表をみると、1969  $\sim$ 2002 年に義務教育を終えたのは、現在の 40 歳代や 50 歳代の人たちである。だから今、学校や職場の中で、部落問題についての教育・研修を中心になって担っていってほしいのは、 $40\sim$ 50 歳代の人たちである。

2017年に、内閣府が行った世論調査では、部落問題の認知経路を聞いている。「部落問題についてどこから知りましたか?」という質問である。2017年だから、今から5年前である。「家族から聞いた」というのは、50代以上の高い年代層に相対的に多くなっているのに対して、「学校の授業で知った」というのは、40代より下の世代に固まっている。ただ、10代、20代、30代の人の中には「知らない」という人も、3割~2割おり、「部落問題を知らない」という人もそれなりにいることがわかる。

#### ■判決

残った時間で、再び判決についてお話をしていきたい。判決の概要はすでに述べたとおりであるが、部落の地名リストは、現住所や現本籍地と照らし合わせ、その人が部落出身者かどうかの判定に使われる、そしてそのリストに住所や本籍が重なるということが他の人たちに知られると、部落出身者として、結婚を拒否されたり、就職差別を受け、職業に就く権利を侵害されたり、あるいは誹謗中傷を受けるというようなことが起こる、と述べている。

だから判決では、住所や本籍が、本件地域内、つまりこのリスト上にあるということは、みだりに人に知られたくない情報だと言った。だから、地名リストの公表が、プライバシー侵害になる、と認めた。

私は判決のこの部分に、「ひと山越えた」と実感した。なぜなら、前に申しあげたとおり、 この地名リストを拡散した被告の側は、「地名は特定の個人の人格と結びつくものではない」 と言っていたからである。地名は単なる地名だから、人の権利侵害にならないと言っていた のである。でも、判決では、部落の地名リストを公表したこと自体が、プライバシー侵害に なる、とした。というのも、住所・本籍地は日常生活の中で、しばしば開示されるものだか らだ、と判決では言っている。たしかに、住所を記す場面は普段、たくさんあるから、それ を見た人が地名リストと照合すれば、その人が部落出身者か判定されてしまう。しかし、 「なぜ本籍?」と思うかもしれない。判決では、結婚や就職の場面にふれていた。例えば、 日本国籍者との結婚だったら、相手の本籍地を婚姻届でみることになるだろう。また、採用 のあとにも提出を求められることがある。要するに、本籍地や現住所というのは、比較的人 に知られるものだから、そのような地名リストがあると照合されてしまって、簡単に被差別 部落出身者という判定を受けてしまう。 部落の地名リストを公開した側は、 そのリスト上に、 原告の本籍地や住所そのものがあると直接言ったわけではないが、リストをばらまいたと いう時点で、それはプライバシー侵害になると言っているのである。裁判では、住所や本籍 地は、結婚や就職等の場面等社会生活を営むうえで、開示しないことは不可避だと述べ、そ して、住所または本籍がリスト上にあるからといって、その人が部落出身者であることが明 らかになるわけではないが、明らかになれば、その人が被差別部落出身者として差別を受け るおそれがあることには変わりないと言っている。

#### ■部落差別に対する残された課題

一方、裁判というものは、訴えた人を救済するものである。そしてプライバシーも一身専 属の権利である。そこに私自身は難しさもあると感じた。

先ほど、原告がたった1人しかいない県で、その人の現住所または現本籍地が、部落の地名リストと重ならず、その人のプライバシー侵害が認定されないと、その県全部のリストが削除や出版禁止の対象から漏れてしまったとお話した。だが、リストが公表され続ければ、被害を被るのは、その原告一人だけではなく、その地域に住む、関係のある、すべての人となる。部落差別には属地性があるからである。判決は部落差別の属地性を、十分に認めなかったと言えよう。その結果、地名の公表による、原告のプライバシー侵害が認められなかった6県は、部落の地名リストの公表禁止の対象から漏れてしまった。また、原告がいなかった10県については、そもそも対象外である。

加えて、私にとって非常に不思議だったのは、裁判所が部落差別の系譜性を認定しなかったことである。現在、住所や本籍地が、部落外にあり、部落の地名リストと重ならなくても、かつてそこで生まれ育ったり、親や祖父母の住所地や本籍地である(あった)人もいる。だが、これらの人は、部落の地名リストの公表によるプライバシー侵害が認められなかった。そもそも部落差別は系譜的な、世系にもとづく差別なのに、裁判所はそれを認めなかったので、「部落にルーツがある」と自分ではわかっているのに、裁判所からは、「あなたは部落出身だと社会からはみなされませんよ」と言われてしまったような状況が生じてしまった。また、これは言葉を変えれば、系譜的に(戸籍をさかのぼって)人々が差別を行うことを認定しなかったということになる。実際に戸籍の不正取得によって、結婚相手の身元調査をしていくというケースも報告されているが、裁判所は、現在の戸籍や住民票は、第三者が勝手に取ったり見たりすることができないから、一般の人が系譜を遡って人の身元を調べていくことはできないという原則にたってしまった。

そこで、大阪府の府民意識調査の結果を見てほしい。2010年には、「世間ではどのようなことで、ある人が同和地区出身者だと判断してると思いますか」を複数回答によって聞いている。「本人が現在同和地区に住んでいる」、「本人が同和地区に住んでいて、本人の本籍地である出生地が同和地区である」という回答は、数が多い。だが、父母や祖父母が住んでいる、あるいは、父母や祖父母の本籍地・出生地が同和地区というのも、それなりに数がある。ということは、本人の現住所や現本籍地だけではなく、父母や祖父母も含め、系譜を遡れるところまでは遡って判定しようとする心理が働いているわけである。ましてや結婚するときに、相手の親がどこに住んでいるか聞かないという人は少ない。「相手はどこの人?お母さん、お父さんはどこに住んでいる?」、「おじいさん、おばあさんはどこ?」というように、聞き、むしろ聞かない人のほうが少ないのではないか。そうなってくると、系譜というのが全く関係ないという裁判所の判断には疑問を感じざるを得ない。現代社会では人は移動し、引っ越せば住民票も移すだろう。そうしなければ、住んでいる場所で投票もできない。また結婚して新たな場所に本籍を置く人も相当数いる。だがそのような移動を経ても、部落差別は起こっている。つまり、今回の裁判では、部落差別の属地性は認めたが(完全ではないが)、系譜性が全く考慮されなかった。

さらに、部落出身であることをカミングアウトしている人が、プライバシー侵害が認められないことも問題ではないか。原告は、被害を受ける被害者というだけの存在ではない。むしろ積極的にカミングアウトしたからこそ、この裁判があるのだ。そもそもプライバシーというのは、知られたくないこと、隠しておきたいことを知られるということだけではない。自分の情報を自分でコントロールすることも含まれる。そして、自分が何者かを主張し、人に伝えることは大事な人権である。

#### ■おわりに

今まで教育・啓発を通して差別をなくそうとしたときに、差別がいけないということは言ってきたが、今後、差別を救済する法や制度を確立し、とくに部落差別の救済を考えるのであれば、今申しあげてきたような課題を解決していかねばなるまい。それらをお伝えしたく、お話をさせていただいた。

# 【質疑応答】

質問:日本には、広く差別行為を禁止する法律はないと認識している。障がい者差別解消法 や部落差別解消推進法とテーマを絞ったものはあるが、さまざまな差別が存在するので、広 く規制を設けても良いのではないかと思う。世界的に見て日本の現状は一般的なのか。

阿久澤氏:私も全世界の状況は知らないが、いわゆる国家人権委員会というのを設けて、いろいろな差別事象を救済するシステムは世界的にある。決して日本の状況が普通とは言えない。例えば、私が意見書でとりあげた、オーストラリア・ビクトリア州の差別禁止法では、みなし差別や関連差別も認められている。差別される側が本質的にどうかではなくて、差別は、する側の問題であり、差別禁止法とは、する側の行為を規制するものである。

それから、私は人権教育・啓発を専門に研究しているが、差別・レイシズムの研究では、マジョリティ研究も重要な位置を占める。最近聞く「マジョリティ特権」「ホワイト・フラジリティ」などの語は、そこからくるものだ。おそらくそれは、差別禁止法制が進んでくることと不可分である。先ほども申しあげたとおり、差別禁止法は、差別する側の行為を規制するから、マジョリティの心理や行為を徹底して研究しなくてはならない。

あと、やはり類型を示せないといけない。「これが差別だ」、「どういうことが差別か」ということを言葉にしなければ法で規制はできない。例えば、ヘイトスピーチの解消条例は類型を示している。その前提として、人権とは何で、何が差別かというのを言葉にする訓練から始まると私は思う。思いやり、優しさやいたわりの啓発といった研修では先に進まないというのが実感である。

質問:今のお話とも関係するが、10代、20代の若い世代は、本格的な同和教育を受けていないというお話があった。そうなると、銀行等企業において、新入社員等若い世代に対する部落問題の研修は従来にも増して重要性が増している側面もあろうかと思う。そうした中で、改めて、企業が新入社員や若い世代に対して部落問題の研修を行ううえで、留意すべき

点、日ごろお気づきの点等があったらご教授いただければと思う。

阿久澤氏:部落問題のみに関わらず、職場にも地域にも、必ず当事者がいるということを、まず念頭に置いてほしい。あとは若い年代層の中には、自分が当事者だということを知らない(これは部落問題だけではなく)ということも少なくない。自分たちのまわりに当事者がいる、その当事者と一緒に仕事をしている、働いている、活動しているという、そのあたりを意識してほしいというのがまずひとつである。そのうえで、知識としては、今このネット問題に関していえば、部落の地名を調べること、あるいは部落の地名が拡散されることがなぜ差別に結びつくのかということを、まずは説明できるようにしなければいけない。それには基本的な歴史の知識もいるであろうし、部落地名総鑑事件についての知識もいるだろう。そういうことをちゃんと理解していただきたいと思っている。どんな研修でも同じだが、現代社会に起こっていることが、なぜ今起こっているのか。それは私たちの社会が作っていることなので、その構造をきちんと理解することが大事だと思う。先ほど、部落の土地を忌避する態度についての、調査結果を紹介したが、これなどは、現代社会のわたしたちが部落差別を「作り替えている」ことの証左である。差別の構造を理解し、私たちが、差別を恣意的に作り替えることのない、主体とならねばならないと考える。